

中間のまとめからの主な変更点について【障害者・児計画】

No.	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
1	P2 第 1 章 計画の策定の考え方 1 計画の目的	<p>我が国が平成 26 年 1 月に批准した<u>障害者権利条約</u>では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。</p> <p><u>障害者権利条約、障害者差別解消法 及び東京都障害者差別解消条例</u>で掲げられている障害者に対する合理的配慮 については、国及び都の基本方針に沿って、区において周知・啓発等具体的な取組みを進めていくこととしています。</p> <p>また、<u>子どもの権利条約</u>の理念に則って児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されました。なお、平成 30 年 4 月から障害児福祉計画の策定が義務付けられたことに伴い、障害者のみならず障害児についても、障害の特性や多様なニーズに対応できる専門的・有機的な相談支援体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援、<u>一人ひとりの状態に応じて適切なサービス等を提供しその人らしい生活を送るための支援、制度の縦割りを超えた柔軟な支援等</u>が求められています。</p>	<p>我が国が平成 26 年 1 月に批准した「<u>障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）</u>（以下「<u>障害者権利条約</u>という。）」では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。</p> <p><u>障害者権利条約、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「<u>障害者差別解消法</u>という。）及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（以下「<u>東京都障害者差別解消条例</u>という。）</u>で掲げられている障害者に対する合理的配慮 については、国及び都の基本方針に沿って、区において周知・啓発等具体的な取組みを進めていくこととしています。</p> <p>また、「<u>児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child）</u>（以下「<u>子どもの権利条約</u>という。）」の理念に則って児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されました。なお、平成 30 年 4 月から障害児福祉計画の策定が義務付けられたことに伴い、障害者のみならず障害児についても、障害の特性や多様なニーズに対応できる専門的・有機的な相談支援</p>

No.	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
			<p>体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援、<u>一人ひとりの状態に応じた適切なサービス等を提供し、その人らしい生活を送るための支援、制度の縦割りを超えた柔軟な支援等が求められています。</u></p> <p>※条約、法律及び条例の正式名称を注から本文中の記載へ変更。</p>
2	<p>P3 第1章 計画の策定の考え方 2 計画の性格・位置づけ</p>	<p>また、本区の障害者・児計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、<u>障害者総合支援法</u>に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を<u>一体的に策定した計画</u>であり、区の障害者・児施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。</p>	<p>また、本区の障害者・児計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。）に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を<u>一体的に策定し、</u>区の障害者・児施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。</p>
3	<p>P18 第3章 障害者・障害児を取り巻く現状 1 障害者・児の人数 4 難病医療券の所持者数</p>	<p>平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、障害者・児の範囲に新たに難病患者が加わりました。その後の難病医療券所持者は、<u>平成30年度末現在1,871人</u>です。平成27年度以降は1,800人を超える数で推移してきています。</p>	<p>平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、障害者・児の範囲に新たに難病患者が加わりました。その後の難病医療券所持者は、<u>令和元年度末現在1,917人</u>です。平成27年度以降は1,800人を超える数で推移してきています。</p> <p>※グラフについても変更。</p>

No.	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
4	P21～24 第3章 障害者・ 障害児を取り巻 く現状 2 地域生活の現 状と課題 (1) 区内障害者・ 児施設	令和2年4月1日現在 No.9 小石川福祉作業所 <u>就労移行支援○</u> 就労継続支援 B型○	令和3年1月現在 No.9 小石川福祉作業所 <u>生活介護○</u> 就労継続支援 B型○ <u>No.66</u> <u>生活介護みらいコンパス根津 生活介護○</u> ※別ページの区内障害者・児施設マップについても変更。
5	P30～49 第3章 障害者・ 障害児を取り巻 く現状		実態・意向調査の説明文と図表が1ページとなるように修正。
6	P53 第4章 主要項目 及びその方向性 (3) 安心して働き 続けられる就労 支援	障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な <u>雇用の場</u> が必要です。また、 <u>障害者雇用促進法</u> で定める法定雇用率の引き上げ等により企業の採用意欲が高められてきたなかで、障害者への支援だけでなく、 <u>受け入れ側である企業</u> への支援など専門性の高い支援体制が求められています。	障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な <u>就労の場</u> が必要です。また、 <u>障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）</u> で定める法定雇用率の引上げ等により企業の採用意欲が高められてきたなかで、障害者への支援だけでなく、 <u>就業先である企業</u> への支援など専門性の高い支援体制が求められています。

No.	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
7	P54 第4章 主要項目及びその方向性 (5)ひとにやさしいまちづくりの推進	<p>3つのバリアとは、「まちのバリア」、「心のバリア」、「情報のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。また、「情報のバリアフリー」では、<u>障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を入手できるための取組を推進し、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組を行います。</u></p>	<p>3つのバリアとは、「まちのバリア」、「心のバリア」、「情報のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。<u>つぎに、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組を行います。さらに、「情報のバリアフリー」では、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を取得するための取組を推進します。</u></p>
8	P96 第6章 計画事業 3-1 就労支援体制の確立	<p><u>障害者が安心して働き続け、地域において自立した生活ができるように、就労支援体制の充実を図ります。多様化する様々な障害を適切に対応するため、障害者就労支援センターの専門性を高め、機能の拡充を図ります。また、関係機関によるネットワークを重視するとともに、助成制度の活用を促し、地域で支援を行う体制を構築していきます。</u></p>	<p><u>障害者が地域で自立した生活を送り、安心して働き続けられるように、障害者就労支援センターの専門性を高めるとともに、多様化する様々な障害に適切に対応できるよう、就労支援体制の充実を図ります。また、就労支援ネットワークの構築・充実や助成制度の活用を促すことで、地域全体で障害者就労を支える体制を確立していきます。</u></p>

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
9	P98 第6章 計画事業 3-2 職場定着支援の推進	<p><u>障害者雇用を行う企業が雇用を継続し、また、就労している障害者が安心して働き続けられるように、企業に対する支援も行っていきます。</u></p> <p>また、就労を続ける障害者に対しては、出身施設や学校、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、定着支援を進めていきます。職場を訪問しての支援だけでなく、就労に伴う生活面への支援として、<u>余暇活動への支援をより充実させていき、意欲をもって、長く勤められるよう継続的な支援を行っていきます。</u></p>	<p><u>就労している障害者が安心して働き続けられるように、就業先である企業に対する支援についても行っていきます。</u></p> <p>また、就労を続ける障害者に対しては、出身施設や学校、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、定着支援を進めていきます。職場訪問による支援だけでなく、就労に伴う生活面への支援として、<u>余暇活動への支援の充実を図り、意欲をもって、働き続けられるよう継続的な支援を行っていきます。</u></p>
10	P98 第6章 計画事業 3-2-1 就業先企業への支援	<p>事業概要</p> <p><u>障害者雇用率の上昇や納付金制度の対象企業の範囲拡大等により障害者雇用に取り組む企業が増えていることを踏まえ、障害者理解のための情報提供や、合理的配慮の提供の下で雇用促進を図れるよう、企業への相談支援を行うとともに、精神障害者の雇用機会の拡大に対応できる相談体制について充実を図る。</u></p> <p>また、雇用管理やキャリア支援、人材育成の方法、メンタルヘルスなど企業の相談内容の多様化に対応するため、企業支援体制の充実を図る。</p>	<p>事業概要</p> <p><u>法定雇用率の引上げやそれに伴う納付金制度の対象企業の範囲拡大等により、障害者雇用に取り組む企業が増えていることを踏まえ、障害者理解のための情報提供や、合理的配慮の提供の下で雇用促進が図られるよう、企業への相談支援を行うとともに、精神障害者の雇用機会の拡大に対応できる相談体制について充実を図る。</u></p> <p>また、雇用管理やキャリア支援、人材育成の方法、メンタルヘルスなど企業の相談内容の多様化に対応するため、企業支援体制の充実を図る。</p>

No.	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
11	P99 第6章 計画事業 3-2-3 就労者への余暇支援	<p>事業概要</p> <p><u>余暇活動は、就労の場におけるストレス対処行動のみならず、人との出会いやコミュニケーションを通して自主性や主体性を学ぶことができる。そのため、余暇支援事業として定期的に夜間に実施している「たまり場」を、仲間づくりの場として継続実施していくとともに、生涯学習の機会として「生活講座」を企画実施し、その人らしい豊かな職業生活を考えることを支援する。</u></p> <p><u>また、就労継続者を表彰する祝う会についても継続して実施していく。</u></p>	<p>事業概要</p> <p><u>就労している障害者が豊かな社会生活を築き、就労継続意欲を高めることを目的として、仲間づくりの場となる「たまり場」、生涯学習の機会となる「生活講座」等の余暇支援事業を行うとともに、就労継続者への表彰についても継続して実施する。</u></p>
12	P103 第6章 計画事業 3-4 就労機会の拡大	<p>障害者を区の会計年度任用職員として採用することや庁内でインターンシップ事業を行う等、<u>地域における障害者雇用</u>の直接的な確保を行います。</p>	<p>障害者を区の会計年度任用職員として採用することや庁内でインターンシップ事業を行う等、<u>就労の機会</u>の直接的な確保を行います。</p>
13	P113 第6章 計画事業 4-3-8 就学前相談体制の充実	<p>事業概要</p> <p>専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒の個々の<u>ニーズ</u>に応じて、可能な限り保護者の意向を尊重したうえで、適切な支援を受けられるようにする。</p>	<p>事業概要</p> <p>専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒の個々の<u>特性</u>に応じて、可能な限り保護者の意向を尊重したうえで、適切な支援を受けられるようにする。</p>

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
		<p>3年間の事業量</p> <p>保育園・幼稚園・小学校・中学校との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、<u>学級説明会等により保護者に対して必要な情報提供を行う。</u>就学相談においては、特別支援教育相談委員会を計画的に運営し、<u>個々のニーズを把握してすこやかな成長のための適切な支援を行う。</u></p> <p>教育センター等との連携により、就学前からの相談体制及び就学後への継続相談支援の体制充実を図る。</p>	<p>3年間の事業量</p> <p>保育園・幼稚園・小学校・中学校との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、<u>保護者に対して必要な情報提供を行う。</u>就学相談においては、特別支援教育相談委員会を計画的に運営し、<u>個々の特性を把握して健やかな成長のための適切な就学先を判断する。</u></p> <p>教育センター等との連携により、就学前からの相談体制及び就学後への継続相談支援の体制充実を図る。</p>
14	P120 第6章 計画事業 5-1-2 バリアフリーの道づくり	<p>事業概要</p> <p><u>高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。</u></p>	<p>事業概要</p> <p><u>文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図る。</u></p>
15	P123 第6章 計画事業 5-2 心のバリアフリーの推進	<p><u>障害の有無にかかわらず、ともに育ち合い、住み慣れた地域で生活をするため、子どもから大人まで様々な年代に対して、講演会や行事等を通じて障害や合理的配慮に対する正しい知識を広め、理解の促進を図ります。</u></p> <p><u>また、各施設を開放した事業等により地域との交流を進めることで、障害に対する理解不足の解消に取り組みます。</u></p>	<p><u>障害の有無にかかわらず、ともに育ち合い、住み慣れた地域で生活をするため、子どもから大人まで様々な年代に対して、講演会や行事等を通じて障害や合理的配慮に対する正しい知識を広めるとともに、施設を開放した事業等による地域との交流を通じて、理解の促進を図ります。</u></p>

No.	箇 所	変更前（中間のまとめ）					変更後（案）						
		3年 間 の 事 業 量	項目	令和元 年度 実績	3年度	4年度	5年度	3年 間 の 事 業 量	項目	令和元 年度 実績	3年度	4年度	5年度
16	P128 第6章 計画事業 5-4-7 家具転倒 防止器具設置助 成事業		家具転倒防止 器具設置助成 (件数)	-	2000件	2000件	2000件		家具転倒防止 器具設置助成 (件数)	-	500件	500件	500件
17	P147 第7章 障害福祉 計画及び障害児 福祉計画におけ る成果目標につ いて 3 障害福祉サ ービス等の見込 み量確保のため の方策について	<p>(3) 居住系サービス</p> <p>サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、障害者支援施設及び病院等からの地域生活への移行等を勘案して見込み量を設定します。社会福祉法人等によるグループホーム整備費の助成等を行うことにより、見込み量の確保を図ります。</p>					<p>(3) 居住系サービス</p> <p>サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、障害者支援施設及び病院等からの地域生活への移行等を勘案して見込み量を設定します。社会福祉法人等によるグループホーム整備費の助成等を行うことにより、<u>施設整備を促進することで</u>、見込み量の確保を図ります。</p>						

【補足】

第4回障害者部会での意見を踏まえ、中間のまとめを確定させる段階において、以下の修正を行った。

1 P59 第5章 計画の体系

4-1-4 発達に関する情報の普及啓発について、障害者部会での意見を踏まえ、事業の対象ライフステージを「就学前」に加え、「就学後（小・中・高）」を新たに追加した。

2 P106 第6章 計画事業

同上。

3 P141~146 第7章 障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標について

障害者部会での意見を踏まえ、「2 活動指標（障害福祉サービス等）の見込み量 ◆各事業の見込み量の推移について」を新たに設け、現行計画（平成30年度～令和2年度）の障害福祉サービス等の計画値と実績値を記載するとともに、次期計画（令和3年度～令和5年度）の計画値を併記することとした。